

令和5年度第1回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	秋山	啓治	4番	中村	隆一
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

9 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第3号 「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び  
「令和6年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について

## 会議の状況

### 【議長】

おはようございます。このところ気温の変化が大変大きくなっていますので、皆さん、体調管理をよろしくをお願いします。

それでは令和5年度第1回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、3番秋山委員、4番中村委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### 一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

令和5年3月27日に相続による農地の所有権取得の届出があり、権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望があったため、農地の所在地をご案内します。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、一色の滑窪の打越川沿いに位置する農振農用地の農地です。

なお、届出の受理通知書を令和5年3月29日付で発行しております。

報告事項については以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

#### 一 議案第1号朗読 一

### 【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

橘川委員、お願いします。

### 【委員】

4月19日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、一色の蟹在家に位置する農業振興地域の農地で、面積は1,057

m<sup>2</sup>です。

譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われま

**【議長】**

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、補足説明いたします。

議案第1号関係資料をご覧ください。

1ページが許可申請書になります。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が困難になったことから、売買により所有権移転をすることとなりました。

3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は自己所有している農地2,714m<sup>2</sup>を耕作しております。

4ページには、今後の作付け予定が記載されており、露地野菜を栽培していくということです。

また、農機具については、耕うん機を所有しております。

5ページは農作業に従事する者です。譲受人とその家族1名が農作業に従事します。

6ページには、農作業に従事する期間と経営面積の状況、7ページには周辺地域との関係が記載されています。

9ページに案内図、10ページに公図の写し、11ページに営農計画書を添付しています。

申請地は譲受人の住居に隣接しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっております、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

農地法第3条第2項に規定されている要件についてですが、「全部効率利用要件」につきましては、譲受人が町内に所有している農地は農地パトロールで全て耕作されていることを確認しております。

「農作業常時従事要件」につきましては、譲受人及び譲受人の配偶者が年間150日以上農作業に従事することとなっております。

また、「下限面積要件」につきましては、今年度より廃止されております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

**【議長】**

この案件について質問・意見がある方は挙手をお願いいたします。

今回の案件は、譲受人の自宅の目の前が対象地となっておりますので、私も毎日顔合わせはしているのですが、よく仕事をされています。

それでは、意見・質問等はないようなので、これよりお諮りします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

— 議案第2号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。  
一色地区の報告について露木委員、お願いします。

【委員】

No. 1からNo. 4について、報告いたします。

4月19日に一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する農業振興地域及び農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,173㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

続いて、No. 5及び6について、報告いたします。

対象農地の場所は、一色の前寒風に位置する農用地区域の農地で、面積は1,147㎡です。

現地確認の際に借受予定者に話を聞いたところ、当該農地については農園利用方式による体験農業の圃場として利用することです。

借受予定者が耕作する農地は、適切に耕作されていることが確認されており、効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。

続きまして、川匂地区の報告について野谷和雄委員、お願いします。

【委員】

No. 7及び8について、報告いたします。

4月12日に借受予定者立ち合いのもと、農業委員6名および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農用地区域の農地で、面積は1,390㎡

のうち940㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に露地野菜を栽培し、土壌が露地野菜に適さない部分の農地では山椒の木を栽培するとのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

#### 【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは議案第2号について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した貸し借りとなっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第2号関係資料をご覧ください。

No.1からNo.3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから15ページに申出書を添付しております。

No.4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、16ページから21ページに一括方式による集積計画、22・23ページに公図の写し、24ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっており、有機栽培によって耕作するとのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に耕作されていることが確認できております。

続きまして、No.5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、25ページから29ページに申出書を添付しております。

No.6については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、30ページから35ページに一括方式による集積計画、36ページに公図の写し、37ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっておりますが、現地確認報告でもあったとおり当該農地は農園利用方式による体験農業用の圃場として使用する予定とのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に耕作されていることが確認できております。

続きまして、No.7は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、38ページから42ページに申出書を添付しております。

No.8については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、43ページから48ページに一括方式による集積計画、49ページに公図の写し、50ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっており、現地確認報告でもありましたが、農地の一部はトラクターの歯が入らない土質だったため、山椒の木を栽培する予定とのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に耕作されていることが確認できております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。  
件数が多いので時間を取りたいと思います。

**【事務局】**

補足を1点よろしいでしょうか。

**【議長】**

お願いします。

**【事務局】**

No. 5とNo. 6の利用権の設定についてなのですが、補足説明でもありましたとおり、当該案件については、農園利用方式というものを利用するという事になっておりまして、あまり出てこない言葉なので補足させていただきます。

農園利用方式とは、市民農園の一種で、定義としては、相当数の方々を対象として、定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供するものとされており、市民農園法や特定農地貸付法と異なり、法的な規制はありません。

あくまでその農園の農業経営を行うのは借受予定者であり、その経営主の指導・管理のもとで利用者は農作業の一部を行うというものです。

県内においても中間管理機構を通した農地の貸し借りで農園利用方式が利用されるのは初めての事例ということで、中間管理機構である農業会議の指導のもと、契約書の整備など必要な手続きを行っていくということです。

以上です。

**【議長】**

これは借主が責任をもって農地を管理するというのが大前提ですよ。

**【事務局】**

お見込みのとおりです。

**【委員】**

今、契約という話がありましたが、誰と誰が契約をするのですか。そこに来る人と借主

との契約を農業会議が指導して、何らかの約束事をするということでしょうか。

**【事務局】**

お見込みのとおりです。No. 6の利用権の設定を受ける方と、その中で体験農業をしたい方の間で契約を結ばれるということです。その契約の内容について、法に則った農園の利用ができるように農業会議が指導をしていくということになります。

**【委員】**

それが県下で初めてなのですか。

**【事務局】**

中間管理機構を通した農園利用方式は初めてと聞いております。

**【委員】**

農業会議になったので、幅広い知見があるので指導はしやすいのでしょうか。

**【議長】**

今回の借受予定者3人は、全員、有機農法でしたか。

**【事務局】**

お見込みのとおりです。

**【委員】**

No. 8の借受予定者は、有機というわけではありませんが、重きは置いています。今までどおりの農家がやっていることも含めてやっています。

**【委員】**

No. 8の、「設定を受ける者の面積」が記入していないのはなぜですか。

**【事務局】**

失礼いたしました。これは記入漏れでございます。議案第2号の48ページに、「賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積」、というものがありまして、11,032㎡でございます。

**【議長】**

訂正できてよかったですね。

他にご意見・ご質問はないですか。

No. 4は、以前借りていた方の解約は出ていましたか。

**【事務局】**

今月の末日まで利用権を設定されている方がいらっしゃいますが、その方は更新をせずに、新たな方が耕作を始めるということで、今回、新規の案件として上がってきております。

**【議長】**

利用権が切れた時はここでの報告はないのですね。

**【事務局】**

はい。

**【議長】**

いかがでしょうか。質問や意見はないですか。

それでは出尽くしたようなので、これよりお諮りします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第3号「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第3号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第3号関係資料をご覧ください。

事前に令和6年度意見・要望事項につきまして、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はありませんでしたので、令和5年度施策等に関する意見・要望に対する回答を踏まえ、前年度に要望した事項の継続要望とさせていただきます。

なお今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告します。その後、県農業会議は報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。



以上、ご審議をよろしくお願いたします。

**【議長】**

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

No. 5の、鳥獣害対策についてなのですが、電気柵と金属のメッシュの柵は、農協と町役場から補助が出ています。今度は防鳥ネットなども対象になるのですか。

**【事務局】**

町の有害鳥獣対策では、鳥に対する防除柵なども補助の対象となっています。

**【議長】**

ありがとうございました。

これよりお諮りします。議案第3号「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時05分閉会